平成２１年（フ）第６０３６号
大阪府枚方市池之宮２丁目11番38号
債務者　熊野さよ子
1　決定年月日時　平成21年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６０３９号
大阪府東大阪市新家西町17番27号
債務者　新堂　和子
1　決定年月日時　平成21年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６０４３号
大阪府寝屋川市春日町１番６―107号
債務者　村島　一夫
1　決定年月日時　平成21年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６０６５号
大阪市淀川区加島１丁目21番12号
債務者　成田裕夏里
1　決定年月日時　平成21年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６０７９号
大阪府八尾市桜ヶ丘３丁目84番地　ロイヤルアーク八尾桜ヶ丘203号
債務者　牧野　純代
1　決定年月日時　平成21年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８１０号
大阪市中央区瓦屋町１丁目11番６―1103号、申立時の住所広島市南区京橋町９―22京橋森野ビル406号
債務者　柳　　美鶴
1　決定年月日時　平成21年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月２日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３０３号
香川県高松市扇町１丁目１番７号
債務者　長尾　由加
1　決定年月日時　平成21年８月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月２日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第２００号
北海道苫小牧市拓勇西町６丁目４番地の19
債務者　金塚　康子
1　決定年月日時　平成21年８月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２１年（フ）第２１０号
北海道苫小牧市音羽町１丁目13番16号　ハイツドリーム304号
債務者　日下　雅美
1　決定年月日時　平成21年８月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２１年（フ）第７７８号
仙台市宮城野区鶴ヶ谷８丁目９番地の18
債務者　齋藤　匡博
1　決定年月日時　平成21年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第９８２号
仙台市泉区向陽台１丁目15番20号
債務者　佐久間尚人
1　決定年月日時　平成21年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１０５５号
仙台市青葉区国見４丁目４番１―202号
債務者　佐藤美由紀（旧姓相馬）
1　決定年月日時　平成21年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１０５９号
仙台市太白区四郎丸字大宮26番地の１　四郎丸市営住宅７棟101
債務者　佐藤　和弘
1　決定年月日時　平成21年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１０９２号
仙台市宮城野区幸町３丁目13番７―310号
債務者　佐藤　　晃
1　決定年月日時　平成21年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１１００号
仙台市太白区四郎丸字新田86番地の24
債務者　浅野登志子
1　決定年月日時　平成21年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１１０２号
仙台市太白区郡山８丁目22番１―706号
債務者　内海　和恵
1　決定年月日時　平成21年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１０６８号
広島市東区中山南１丁目６番13―303号
債務者　福田　則子
1　決定年月日時　平成21年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１１７８号
広島市安佐南区上安２丁目38番10―506号
債務者　上土居伸次
1　決定年月日時　平成21年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
広島地方裁判所民事第４部